

判例第 54/2022/AL 号¹

母親が直接に子を養育、教育していない場合の生後 36 か月未満の子の養育権の確定について

2022 年 9 月 7 日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2022 年 10 月 14 日付決定第 323/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源：

ダックラック省における、原告ファム・ティ・キエウ K と被告グエン・ヒューP との「離婚、子の養育についての紛争」という婚姻家族事件に関するダナン高級人民裁判所の 2019 年 2 月 27 日付監督審の決定第 01/2019/HNGĐ-GĐT 号

判例の内容の位置：

「裁判所の認定」という部分の第 3 段落

判例の内容の概要：

-判例の事実：

生後 36 か月未満の子の養育権に関する紛争を含む婚姻家族事件において、母は子がとても小さい時に自分勝手にもその子を捨て、子の養育、教育に関心がない。その子は、良好な条件において父親に養育、教育されて、その条件、生活環境に慣れ親しんでいる。

-法的解決策：

この場合、裁判所は引き続き生後 36 か月未満の子を父親に引き渡し、父親が養育する。

判例に関連する法令の規程：

2014 年婚姻家族法の第 81 条 2 項、3 項。

判例のキーワード：

“生後 36 か月未満の子の養育権”、“離婚”、“子の養育に関する紛争”。

事件の内容

ファム・ティ・キエウ K（女性）とグエン・ヒューP（男性）は結婚し、2016 年 7 月 27 日にダックラック省 K 県 E 区人民委員会にて結婚登録した。しかし、結婚後しばらくして夫婦

¹（原文注）この判例は、最高人民裁判所法制及び研究管理局によって提案された。

間に性格の不一致を原因とする矛盾が発生して、常時、人生の観点の不一致が生じた。それにより、2017年3月ころからKは両親の家に行って生活した。ここに、夫婦の矛盾は深刻で、一緒に生活することは長続きせず、結婚の目的は達成されないと思われた。そこでKとPは争うことなく離婚した。

- 子について：両者の間にグエン・ダックT、2016年11月30日生まれ、という子がいることを確認した。Tが生後4か月になったとき、両者は子を養育することをお互いに提案した。Kは養育費をPに求めるが、Pは養育費をKに求めなかった。

- 共有財産について：夫婦は共有財産がないこと及び共有の公的債務がないことを確認した。そこで裁判所に解決を求めている。

ダックラック省クロンパック県人民裁判所の2018年3月5日の第一審婚姻家族判決、番号02/2018/HNGD-STにおいて：

2015年民事訴訟法第28条1項、第35条1項a号、第39条1項a号、第147条4項、第212条及び第213条、2014年婚姻家族法第51、55、58、81、82、83、110、116及び117条、裁判所費用の額、免除、減額、収集、納入、管理及び仕様に関する2016年12月30日の国会常務委員会決議326/2016/UBTVQH14の第27条5項に基づき：

-婚姻関係について：KとPが離婚したことに争いがないことを公認する。

-両者の間の子について：グエン・ダックT、2016年11月30日生まれ、をPに引き渡し、Tが満18歳になるまでPは直接養育、教育する。Kは面会交流して養育する権利があり、誰もそれを妨げられない。

-子の養育費用について：T、2016年11月30日生まれ、が満18歳になるまで、Kは自ら月100万VNDを養育費として支払う。

-共有財産、共有債務：各当事者が要求していないので、裁判所は解決しない。

その他、第一審判決は訴訟費用について決定し、判決執行の権利、義務及び法令の規定に従った控訴の権利を通知した。

-2018年3月8日、Kは控訴して子の養育を求めたが、Pが養育費を支払うことは求めなかった。

控訴審は、P 欠席で審理をした。その理由は、正式に 2 回、控訴審への招集通知を送達したが、P は理由なく欠席をしたからである。控訴審において、K は訴状及び控訴状の内容を維持した。

2018 年 6 月 7 日、婚姻家族事件控訴判決、番号 11/2018/HNGĐ-PT においてダックラック省人民裁判所は次のように決定した：

K の控訴を認容する。ダックラック省クロンパック県人民裁判所の 2018 年 3 月 5 日の第一審婚姻家族判決、番号 02/2018/HNGĐ-ST を修正する

2015 年民事訴訟法第 28 条 1 項、第 35 条 1 項 a 号、第 39 条 1 項 a 号、第 147 条 4 項、第 212 条及び第 213 条、2014 年婚姻家族法第 51、55、58、81、82、83、110、116 及び 117 条、裁判所費用の額、免除、減額、収集、納入、管理及び仕様に関する 2016 年 12 月 30 日の国会常務委員会決議 326/2016/UBTVQH14 の第 27 条 5 項 a 号に基づき：

-婚姻関係について：K と P の間に離婚に争いがないことを公認する。

-両者の間の子について：グエン・ダック T、2016 年 11 月 30 日生まれ、を K に引き渡し、T が満 18 歳になるまで K は直接養育、教育する。P は面会交流して養育する権利があり、誰もそれを妨げられない。

-子の養育費用について：K は P に子の養育費の支払いを求めている。

-共有財産、共有債務：各当事者が要求していないので、裁判所は解決しない。

2018 年 7 月 6 日、P は「監督審検討提議書」を提出し、その内容は次のとおりである：控訴審裁判所は審理の通知を送達しておらず、控訴審判決を交付していない。判決施行決定があった際に自分は初めて子の引き渡しの変更となり、養育をする K への引き渡すことを知った。自分は第一審判決が決定したように子を養育することを提議できる。

2018 年 10 月 10 日、監督審異議決定、番号 114/2018/QĐKNGĐT-VKS-DS において、ダナン高級人民検察院院長がダナン高級人民裁判所裁判官委員会に対して、監督審で審理して 2018 年 6 月 7 日のダックラック省人民裁判所の婚姻家族事件控訴判決、番号 11/2018/HNGĐ-PT を破棄し、法令の正しい規定に従って控訴審を再審理することを提議した。

監督審において、ダナン高級人民検察院の代表は異議の内容を変更し、監督審審理評議会が婚姻家族事件控訴審判決を破棄して婚姻家族事件第一審判決を維持することを提議した。

裁判所の認定

[1] 訴訟について：控訴審の審理範囲について：第一審の審理の後、Kは「子の部分」について婚姻家族事件第一審判決を控訴した。控訴審判決の認定において、「子の部分」についてのみ審理したが控訴審判決では「婚姻関係」、「共有財産、共有債務」についても全て決定したのは2015年民事訴訟法第293条の規定に従っていない、正しくないものである。

[2] 当事者の出席について：事件書類中の資料に基づき、次のように言える：審理の前に控訴審裁判所は郵政サービスを通じて、控訴審理事件の各通知、決定をPに送達している（発送票番号83、84、86に記載されている）。Pは各訴訟文書を受領しておらず、それはK県の郵便局の落ち度によるものである（2018年9月25日の公文、番号23/BDH.KRP、K県の郵便局はその局員グエン・タインT1がH村のPという名前の他人に誤って届けた。番号102。）。このように控訴審裁判所が、P欠席で審理をしたことは民事訴訟法第227条2項b号、第296条3項を正しく実施している。

[3] 内容について：子の養育について：事件解決の過程において、KとPはT、2016年11月30日生まれ、を養育したいという願望がある。2014年婚姻家族法第81条3項は次のように規定する：「母に看護、介護、養育、教育するための十分な条件がない、又は父母に子の利益に適う他の合意がある場合を除いて、生後36か月未満以下の子は、直接的に養う母に引き渡される」。この事件において、夫婦間の矛盾という理由のみでKは身勝手に両親の家に帰って生活し、4か月になったばかりのTを見捨ててPに養育させた。2018年1月23日の検証文書（番号19、20、24）において、K県E区H村の自主管理委員会及び婦人会支所は次のように確認している：「PはTを良く養育、教育している。PはNという商業サービス有限会社で勤務しており、収入も安定的でTを養育する条件が完全に満たされている」。それにもかからわず、2014年婚姻家族法第81条3項は「生後36か月未満以下の子は、直接的に養う母に引き渡される...」と規定する。しかし、Kは生後4か月の時からTを養育していない。現時点で、Tは生活条件、環境に慣れ親しんでおり、Pが最も良い条件で養育できることが担保される。もし、TがKに引き渡されたら、Tの通常の成長に混乱、悪影響が惹起されるだろう。事件解決の過程で、第一審裁判所は全面的、直接的にTをPに引き渡してPが直接に養育する方法を検討したことは根拠がある。控訴審裁判所は第一審判決を修正してTを養育するKに引き渡すとしたが、それは適切でなく、Tのあらゆる側面に関して合法的権利、利益の十分な検討がなされていない。

[4] 子の養育費支給について：第一審において、Pは養育費の支給を求めなかったが、Kは次のような意見があった：「もし、裁判所がTをPに引き渡してPが養育するのであれば、自分は月に100万VNDを支給することを希望する」。Kの収入は月に600万VNDであり、それによればKの支給額の希望は適切である。

[5] 離婚後の子の養育に対して：もし、Pが子を養育する条件を満たしていない、又は子の虐待とする十分な根拠をKが有している場合には、婚姻家族法の規定に従ってKは裁判所に子の養育者、養育費額及び養育費支給方法の変更請求を開始する権利を有する。

上述を踏まえて、

決定

民事訴訟法第343条2項、第344条に基づき、

1. ダナン高級人民検察院院長の2018年10月10日付監督審異議決定、番号114/2018/QĐKNGĐT-VKS-DSを承認する。

2. ダックラック省人民裁判所の2018年6月7日、婚姻家族事件控訴判決、番号11/2018/HNGĐ-PTを破棄し、ダックラック省クロンバック県人民裁判所の2018年3月5日の第一審婚姻家族判決、番号02/2018/HNGĐ-STを維持する。

判例の内容

“ [3] 内容について：子の養育について：事件解決の過程において、KとPはT、2016年11月30日生まれ、を養育したいという願望がある。2014年婚姻家族法第81条3項は次のように規定する：「母に看護、介護、養育、教育するための十分な条件がない、又は父母に子の利益に適う他の合意がある場合を除いて、生後36か月未満以下の子は、直接的に養う母に引き渡される」。この事件において、夫婦間の矛盾という理由のみでKは身勝手に両親の家に帰って生活し、4か月になったばかりのTを見捨ててPに養育させた。2018年1月23日の検証文書（番号19、20、24）において、K県E区H村の自主管理委員会及び婦人会支所は次のように確認している：「PはTを良く養育、教育している。PはNという商業サービス有限会社で勤務しており、収入も安定的でTを養育する条件が完全に満たされている」。それにもかからわず、2014年婚姻家族法第81条3項は「生後36か月未満以下の子は、直接的に養う母に引き渡される…」と規定する。しかし、Kは生後4か月の時からTを養育していない。現時点で、Tは生活条件、環境に慣れ親しんでおり、Pが最も良い条件で養育できることが担保される。もし、TがKに引き渡されたら、Tの通常の成長に混乱、悪影響が惹起されるだろう。事件解決の過程で、第一審裁判所は全面的、直接的にTをPに引き渡してPが直接に養育する方法を検討したことは根拠がある。控訴審裁判所は第一審判決を修正してTを養育するKに引き渡すとしたが、それは適合的でなく、Tのあらゆる側面に関して合法的権利、利益の十分な検討がなされていない。”